

○坂出市発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱

平成19年6月1日要綱第19号

改正

平成23年2月9日要綱第11号

坂出市発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事および物品の買入れ等（以下「建設工事等」という。）の契約の相手方（以下「請負者（受注者）」という。）が、当該契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為を受けた場合の対応について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事およびこれにかかる測量・建設コンサルタント業務等をいう。
- (2) 物品の買入れ等 物品の買入れ、借入れおよび製造、役務の提供その他の行為（建設工事を除く。）をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団員または暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うものもしくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持および運営に協力し、もしくは関与するものをいう。
- (7) 不当要求行為 不当または違法な要求、工事妨害その他建設工事等の契約の適正な履行を妨げる一切の不当または違法な行為をいう。
- (8) 不当要求行為対策責任者 不当要求行為に関し、請負者（受注者）からの報告聴取、警察署との協議、請負者（受注者）に対する支援・情報提供等を行う責任職員であり、所属長をいう。

(報告・届出等)

第3条 請負者（受注者）は、建設工事等の施工（契約の履行）に当たり、暴力団等から不当要求

行為を受けたときは、速やかに市に報告するとともに、警察署に届け出なければならない。この場合における報告書および届出書は、別記様式によるものとする。

2 請負者（受注者）は、下請業者から、不当要求行為を受けた旨の報告を受けた場合は、前項に準じた措置をとること。

3 市長は、前2項に規定する事項を、建設工事等の特記仕様書等に記載するものとする。

4 市長は、請負者（受注者）が第1項および第2項の報告または届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、坂出市建設工事指名停止等措置要綱（平成16年坂出市要綱第21号）の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。

（不当要求行為対策職員等の責務）

第4条 不当要求行為対策責任者および総務課長は、次の責務を負うものとする。

（1） 不当要求行為対策責任者は、請負者（受注者）、警察署と緊密な連携を図り、建設工事等への暴力団等の不当な介入の排除および未然防止に努めること。

（2） 不当要求行為対策責任者は、建設工事等の適切な施工管理を図るとともに、請負者（受注者）に対する支援・情報提供等に努めること。

（3） 不当要求行為対策責任者は、不当要求行為の処理について、当該建設工事等を所管する部局の長および総務課長に報告すること。

（4） 不当要求行為対策責任者および総務課長は、警察署と連携し、不当要求行為に対する対応策を検討し、請負者（受注者）の支援・指導をすること。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

2 第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に新たに契約する発注工事等について適用する。

付 則（平成23年2月9日要綱第11号）

この要綱は、平成23年2月9日から施行する。

別記様式（第3条関係）